

(別添1)

打合せ事項等

1 開催の目的

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）では、市町村には権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を設置することが、また、都道府県には都道府県全体の施策の推進や市町村の取組を支援することがそれぞれ期待されている。また、令和2年3月に取りまとめられた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」では、中核機関等の将来像を見据えた上で整備を進めていくとともに機能充実に向けた取組も併せて行うことなどが重要であると指摘されているほか、適切な後見人等の選任・交代の運用の推進や報酬の在り方の検討も求められている。

しかし、本年3月29日に実施された第7回成年後見制度利用促進専門家会議の厚労省資料によると、中核機関等の整備の状況は十分とは言えず、今後も体制整備を後押しする取組が必要であるとされているところ、市町村や中核機関に対するヒアリング等の結果には、後見等開始の申立てや受任者調整などの各場面において裁判所の考え方が分からないといった声があり、司法との連携に関する課題も指摘されている。

本年度は基本計画の最終年度であり、家庭裁判所においても、新型コロナウイルス感染拡大による影響や各地方自治体の状況も考慮しつつ、関係機関と適切に連携し、各施策の実現に向けて求められる役割を果たしていくとともに、基本計画を踏まえた運用の在り方に係る検討を更に進めていく必要がある。特に、後見人等の報酬の在り方については、本年6月に利用者の立場を代表する団体からヒアリングを実施する予定であり、その結果を踏まえて運用開始に向けて更に具体的な検討を行う必要がある。

そこで、①中核機関の設置及び機能充実に向けた地方自治体等と裁判所の連携、②基本計画を踏まえた後見人等の選任等の在り方、③後見人等の報酬の在り方に

ついて打合せを行い、併せて各家庭裁判所の取組を後押しするための上級庁の役割についても打合せを行うこととする。

2 打合せ事項

(1) 中核機関の設置及び機能充実に向けた地方自治体等と裁判所の連携

- 後見人等の選任（特に市民後見人・法人後見）・報酬算定に関する考え方についての認識共有
- 新型コロナウイルスに関する社会情勢を踏まえた地方自治体との連携の在り方
- 成年後見制度利用促進の取組に関する本庁・支部間の認識共有

(2) 基本計画を踏まえた後見人等の選任等の在り方

- 後見人の柔軟な交代の在り方
- 総合支援型後見監督人の運用状況及び課題への対応策

(3) 後見人等の報酬の在り方

- 利用者団体からのヒアリングにおける意見を踏まえた後見人等の報酬算定の基本的な考え方等
- 監督、報酬算定の事務の在り方
- 新たな報酬の考え方による運用開始の方法及び対外対応における留意点等

(4) 高裁の役割

- (1)から(3)までの家裁の取組を後押しするために高裁が果たすべき役割

(別添2)

後見関係事件事務打合せ結果概要

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）に係る中間検証報告書においては、適切な後見人等の選任と柔軟な交代の実現に向けて、家庭裁判所が、中核機関等の関係機関との緊密な連携の下、基本計画の趣旨を踏まえた運用を推進していくことや、報酬の在り方等について利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を踏まえ、利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善する観点から検討すること等が望まれている。そこで、今後、家庭裁判所がより効果的に取組を進めていくために、①中核機関の設置及び機能充実に向けた地方自治体等と裁判所の連携、②基本計画の趣旨を踏まえた後見人等の選任等の在り方、③後見人等の報酬の在り方について、意見交換等を行った。

1 中核機関の設置及び機能充実に向けた地方自治体等と裁判所の連携

(1) 中核機関等の設置状況の現状について

家庭局から、中核機関等の設置状況について厚生労働省が行った調査の結果等を紹介するとともに、制度利用者の必要とする福祉的知見に基づく支援を確保するためには中核機関が実質的に機能する必要があることから、次期基本計画となる令和4年度以降も、家庭裁判所は地方自治体に対する働きかけを続けていく必要があることを説明した。

(2) 地方自治体等との連携における課題

地方自治体等との取組を円滑に進めるため、各庁が様々な工夫をしている一方で、本年3月に実施された第7回成年後見制度利用促進専門家会議において市町村等から司法との連携に関する指摘がなされたことを踏まえ、参加庁の間で地方自治体等と家庭裁判所との相互理解の確保に向けて意見交換が行われた。鑑定の実施や後見人等の選任などの判断は個別の事案ごとに裁判官が行うこと

から、地方自治体等にその基準を示すことは容易ではないという事情がある一方で、判断にあたっての考慮要素をできる限り抽象的、一般的な形で説明する等して地方自治体等との間での実質的な認識共有を図ったという工夫例が紹介されたほか、家庭裁判所も地域共生社会の実現という理念を共有する存在であると認識してもらうために考慮要素を積極的に発信する必要があるなどの意見が出された。

2 基本計画の趣旨を踏まえた後見人等の選任等の在り方

(1) 後見人等の柔軟な交代について

家庭局から、基本計画の三本柱の一つである「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」に向けて、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人等の交代などを行うことが求められていること、後見人等の担い手となる専門職が不足している地域があること、親族後見人等の高齢化に伴い第三者への交代を必要とする事案が増加していること、市民後見人・法人後見人への交代（以下「リレー」という。）に関する各庁の取組例等について説明した上で、リレーを活用する上での課題等について意見交換が行われた。参加庁からは、専門職後見人等を選任する段階でリレー相当である旨を認識共有しておけばその後の引継ぎが円滑に行われるなど運用上の工夫例の紹介がされたほか、専門職後見人と本人との間で信頼関係が構築された後に後見人等を交代することについて本人の理解が得られるかは慎重に検討する必要がある、専門職後見人等によるリレーの可否の判断についてその当否を検討するための仕組みが必要であるなどの意見があった。

(2) 総合支援型後見監督人の選任の運用について

身上保護をも重視した後見事務の実現という基本計画の趣旨を踏まえると、中核機関等による後見人支援機能が十分でない場合には、親族後見人が適切に後見事務を行うことができるよう、専門職後見監督人に親族後見人に対する支

援の観点から、監督事務を通じて指導や助言を行ってもらい、いわゆる総合支援型後見監督人の選任という運用上の工夫が考えられるところ、家庭局から、この総合支援型後見監督人の役割等について改めて説明した上で、総合支援型後見監督人の運用状況及び今後の課題等について意見交換が行われた。参加庁からは、後見開始時において親族後見人が、上記のような支援を要するか否かをどのように見極めるかが課題である、継続案件において追加で総合支援型後見監督人を選任する場合には親族後見人の理解をどのように得るかが課題であるなどの意見があった。後見監督人の辞任の時期については、いつ誰がその時期等を見定めるのか等、運用上の仕組みを今後検討する必要があるという意見や、原則として初回の定期報告を目途に考えているが、後見監督人からの意見を踏まえて柔軟に対応しているなどの意見があった。

3 後見人等の報酬の在り方

家庭局から、6月7日に実施した利用者団体に対するヒアリングの結果概要を説明した上で、これまでの検討内容のうちどの部分について更なる意見交換を要するか、見直しを要する場合にどのような方向性があり得るかなどについて意見交換を行った。

全ての事案において後見人が行う基本的事務のうち、継続的な事務の標準額については、物価水準等による増減はあり得るとしても、全国の家庭裁判所で標準的な事案のイメージを共有した上で統一的な水準を示すべきであるという基本的な方針に大きな異論はなかった。

専門職後見人の専門性を要する（発揮される）事務の事務負担の評価の在り方については、（被後見人の置かれた状況や課題を的確に見定める必要があり、長期的に安定した後見事務を確保するための基礎を築くという意味で重要な時期である）就任時や専門性を有する課題を解決した場合等の各場面で発揮される専門職後見人の専門性の内容は、報酬算定においても適切に評価されるべきであると

いう方向性に概ね異論はなかった。

標準的とはいえず、報酬額についても、上記の標準的な水準から加算・減算が必要となる事案についてのイメージ共有については、本人に対する虐待や親族間紛争がある事案等が標準的とはいえず事務負担が重い事案の典型であるという点には概ね異論はなかった一方、更なるイメージ共有については専門職団体の意見も聴きながら整理することが考えられるなどの意見があった。

また、身上保護の評価の在り方については、身上保護事務が極めて多様であり、事実行為と切り分けることが困難な場合も少なくないこと等から、財産管理面と同様に類型的な評価をすることは必ずしも容易ではないと考えられる一方、できる限り負担が重いと考えられる事案に共通する要素やイメージの共有を図る必要があることに概ね異論はなかった。

後見監督人については、後見人の不正を発見した場合等の対処に関して報酬が加算されることは当然であるが、後見人という第三者の不正等に関する抽象的な責任やリスクの存在自体をもって報酬を加算することは難しいなどの意見があった。